

独立行政法人北方領土問題対策協会役員退職金に係る
業績勘案率（案）について（案）

平成 22 年 月 日
内閣府独立行政法人評価委員会

独立行政法人北方領土問題対策協会の退職役員に関する業績勘案率（案）については、以下のとおりとする。

理事 XXXXXXXXXX 業績勘案率は、1.0とする。

（決定の方法）

「内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」（平成 17 年 8 月 23 日内閣府独立行政法人評価委員会決定）に基づき決定

（決定の理由）

平成 22 年 2 月 16 日開催の北方領土問題対策協会分科会において審議
業績勘案率（算定方法は別紙）1.0を基本とし、退職した役員の業績等について、
法人から説明を受け審議したところ、基準業績勘案率を変更すべき特段の事情はない
と判断し、業績勘案率（案）を「1.0」にすることに決定した。

前理事の基準業績勘案率の算定

1. 業績勘案率の算定期間 平成 20 年 7 月 20 日～平成 22 年 1 月 31 日 [1 年 6 月 12 日]

2. 算定方法

「内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」2. (1) に基づき、退職した役員が在職した各事業年度ごとに基準値を設定し、各事業年度毎の在職月数に応じて加重平均した値（少数点第 2 位以下は四捨五入）を基準業績勘案率とした。

(1) 各事業年度の基準値

（事業年度の評価項目ごとに点数化 A+ = 5、A = 4、B = 3、C = 2、D = 1）

①平成 20 年度（Y）

$$\begin{array}{cccccc} A+ & A & B & C & D & \\ (0 \times 5 + 4 \times 4 + 0 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 4 = 4.0 \end{array}$$

（得られた値が 3.5 以上 4.1 未満の場合、基準値は 1.0） Y = 1.0

②平成 21 年度（Z）

（役員が在職した期間の法人の業務実績の状況、前年度の業務実績との比較等により分科会において決定）

$$\underline{Z = 1.0}$$

(2) 基準業績勘案率の算定

（ Y × 9 月 + Z × 10 月 ） / 19 月 = 基準業績勘案率

$$(1.0 \times 9 \text{ 月} + 1.0 \times 10 \text{ 月}) / 19 \text{ 月} = \underline{\underline{1.0}}$$

前理事在職時における評価結果

評価	年度	平成20年度
A+		0
A		4
B		0
C		0
D		0
項目数計		4

前理事在任時の20年度評価結果

評価項目 (20年度計画の各項目)	評価
2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置	
(6) 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業	
① 融資制度の周知 平成20年4月1日からの改正法の施行に関して、対象者が多く居住する道内及び富山県の10地区で、融資説明・相談会を開催するとともに、協会のホームページ、広報紙「札幌だより」や元島民等により構成される団体の会報等を活用し、以下について周知の徹底を図る。 ・ 融資内容及び手続きの方法について ・ 元居住者の居住要件の緩和について ・ 生前承継及び同制度を補完する死後承継について ・ 法人資金の取扱の停止について	A
② 関係金融機関との連携強化 融資制度の円滑化を図るため以下の会議を開催し、関係金融機関との連携を一層強化する。 ○ 漁業協同組合担当者会議(4月 札幌) ○ 関係機関実務担当者会議(4月 札幌)	A
③ リスク管理債権の適正な管理 電話や文書による督促、面談・実態調査、法的手段等の措置を的確に講ずることにより、債権の回収に努めるとともに、更生、生活、修学、住宅改良の各資金については、平成19年度から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置を維持し、リスク管理債権を以下により適正に管理する。 (ア) 貸付残高に占めるリスク管理債権額の割合(リスク管理債権比率)を全国預金取扱金融機関の18年度末平均比率3.31%以下に抑制する。 (イ) 更生・生活資金については、前中期計画期間中のリスク管理債権平均残高の90%以下に抑制する。 (ウ) 修学資金については、新規及び更新契約時に成人に達した修学者と連帯債務契約を締結(対象者の80%を達成目標とする)し、債権保全を強化する。 (エ) 住宅改良資金については、前中期計画期間中のリスク管理債権平均残高の90%以下に抑制する。	A
④ 融資業務研修会の開催 元島民等により構成される団体の支部長、推進員等を対象に、融資制度の内容や管理回収状況及び法改正について、正確な情報を提供し理解を深めてもらうため融資業務研修会を開催する。	A

独立行政法人北方領土問題対策協会理事としての■■■■氏の業績（案）

1. 就任及び退任日

- ・平成20年7月20日に独立行政法人北方領土問題対策協会理事長就任
- ・平成22年1月31日に退任

2. 在任期間

1年6月12日

3. 職務

独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「北対協」という。）の理事として、札幌事務所に常勤し、主として北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務を所掌する同所を掌握。

4. 主たる業績

■■■■氏は、北対協の理事に就任以来、札幌事務所業務を掌握し、北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務を円滑に推進することを通し、理事長を的確に補佐し、主として次に挙げる業績を上げた。

<北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務の円滑な実施>

（1）北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務に関し、特に、貸付対象者である元島民等のニーズを的確に把握することに努め、21年度から事業経営資金の限度額を400万円から800万円に引き上げると共に、貸付利率についてもより現状に即した設定方法の変更実現に努めた。

この利率の設定方法の変更により、平成21年4月1日付けにおいて、実質0.4%（1.6%→1.2%）の引き下げとなり、効果的な貸付業務の実施に貢献した。

（2）貸付金の主な財源となる民間金融機関からの借入金について、就任前の借入機関4行体制から、道東を営業エリアとする本会の委託金融機関である大地みらい信用金庫との交渉により新たな借入機関として参画を得、将来的にも安定した資金調達を可能とし貸付業務の円滑な実施に努めた。